

交野市立幼稚園条例施行規則（案）

第 1 条 （目的）

第 2 条 （定義）

第 3 条 （入園の申請）

第 4 条 （入園の決定）

（保育料）

第 5 条 条例第 7 条第 2 項の規定による保育料は、別表第 1 に定める市立幼稚園保育料金表（1 号認定）のとおりとする。

2 月の中途において入園、休園及び退園した場合の保育料は、その月分全額納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第 6 条 条例第 8 条の規定により次の各号の一に該当するときは、保育料等を減免又は免除（以下「減免」という。）することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)により扶助を受けている者
- (2) 前号の者に準ずる程度の生活困窮者と認める者
- (3) 災害等により不慮の損害を受けた者
- (4) その他特に減免することが必要であると認める者

（減免の申請及び決定）

第 7 条 前条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 保育料等の減免を決定したときは、支給認定保護者等に対し、保育料減免決定通知書(様式第 2 号)を交付する。

（保育料等の還付）

第 2 0 条 保育料等の還付を受けようとする支給認定保護者等は、保育料還付請求書（様式第 3 号）を市長に提出し、還付を受けるものとする。

(保育料等の納付)

第21条 条例第7条第1項に規定する保育料は、当該月分をその月末までに納付しなければならない。ただし、月の21日以降に入所したときは、入所した日の翌日から起算して10日目をもって納付の期限とする。

2 条例第7条第2項に規定する預かり保育料は、当該月分をその翌月末までに納付しなければならない。

3 前2項の規定により納付の期限とされた日が次の各号に掲げる日(以下「休業日」という。)に当たるときは、その翌日をもって、納付の期限とされた日及びその翌日以後の日が連続して休業日に当たるときは、これらの連続する休業日の次の休業日でない日をもってその期限とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(督促)

第12条 市長は、保育料を期限までに納付しない者があるときは、これを督促して速やかに完納させるように努めなければならない。

第13条 (休園)

第14条 (退園)

第15条 (出席停止又は強制退園)

第16条 (保育期)

第17条 (保育週数及び時間数)

第18条 (保育終始の時刻)

第19条 (休業日)

第20条 (主任教諭)

第21条 (養護教諭及び事務職員)

第22条 (幼稚園医・幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師)

第23条 (教育課程及び指導計画)

第24条 (施設及び設備の保持)

第25条 (防災及び警備計画)

- 第 26 条 (施設及び設備の損傷又は亡失)
- 第 27 条 (施設及び設備の貸与)
- 第 28 条 (教材等の取り扱い)
- 第 29 条 (遠足等の実施)
- 第 30 条 (感染症発生の届出)
- 第 31 条 (保育終了証書)
- 第 32 条 (園長の専決事項)
- 第 33 条 (委任) この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1) 第 5 条関係

市立幼稚園保育料金表 (1 号認定)

(単位: 円)

階 層	階層区分	利用者負担額		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税所得割額非課税世帯	0	0	0
3	市民税所得割課税世帯	8,000	4,000	0

【備考】

1. 基準額表における「所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292号第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。
2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。
3. 幼稚園年少から小学校3年(3～8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。